

1. 令和5年度健康保険料率および介護保険料率について

2月15日に開催された健康保険組合組合会にて、令和5年度の保険料率が次のとおり決定いたしました。(詳細は当健保組合ホームページをご確認ください)

- 健康保険料率：7.90%(据置) 介護保険料率1.60%(据置)

	健康保険料率	内訳		介護保険料率
		一般保険料率	調整保険料率	
被保険者負担率	2.765%	2.719%	0.046%	0.80%
事業主負担率	5.135%	5.049%	0.086%	0.80%
合計	7.90%	7.768%	0.132%	1.60%

- 適用年月：一般被保険者は令和5年4月に徴収する3月分保険料から

2. 特例退職被保険者の健康保険料および介護保険料について

- 保険料(月額)：健康保険料 25,280円(令和4年度と同額)
介護保険料 5,120円(令和4年度と同額)

- 保険料算出

保険料の算出は、特例退職被保険者以外の全被保険者の前年度9月30日における平均標準報酬月額100分の70に相当する額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(本年度：320,000円)に健康保険料率、介護保険料率を乗じた額となります。

- 適用年月：令和5年4月1日以降徴収分から

3. 任意継続被保険者の標準報酬月額について

- 標準報酬月額の決定

本人の退職時の標準報酬月額と当健保組合の平均標準報酬月額とを比べて、いずれか低いほうが、任意継続被保険者の標準報酬月額となります。なお、平均標準報酬月額は440,000円(令和4年度と同額)になります。

- 適用年月：令和5年4月1日以降徴収分から

4. 被保険者および被扶養者の身上変更に伴う各種届出について

- 被保険者および被扶養者に身上変更(氏名変更、被扶養者喪失など)があった場合は、当健保組合への届出が必要です。被保険者が所属している事業所と当健保組合は別組織ですので、各々届出が必要となります。身上変更がある方は、速やかに「被保険者証(変更)届(書式1-1)」「被扶養者健康保険資格喪失届(書式2-4)」を当健保組合宛てに提出してください。
- 単身赴任、出産準備、学校等の事由により被扶養者が被保険者と「非同居」となる場合や、事由の解消により「同居」となる場合は、速やかに「被扶養者(同居・非同居)変更届兼被扶養者海外居住届(書式2-5)」を当健保組合宛てに提出してください。
- 届出手続きおよび書式などについては、当健保組合ホームページに掲載していますのでご覧ください(ホームページへのログインには、保険証に記載の記号・番号が必要です)。

5. 令和5年度の特典健診・特定保健指導がスタートしました。 年に一度必ず受診していただき、生活習慣病予防をはじめとする 日々の健康づくりにお取り組みください

- 一般被保険者：4月上旬に事業所宛てに対象者一覧表を送付いたしました。
- 一般被扶養者／特例退職被保険者・被扶養者：昨年からの特定健診対象者の方への「受診券」は送付していません。人間ドック・特定健診の利用申込みについては、当健保組合ホームページのリンク「人間ドック・特定健診受診申込」からお申込みください。